

# 2019年度 研究開発型ベンチャー支援事業／橋渡し研究 開発促進による事業化支援（CRI）

## 公募説明会資料

－内 容－

- ・ 事業の目的と仕組み
- ・ 橋渡し研究機関の確認申請について
- ・ 助成事業の提案について

※公募説明会資料の「公募要領」とは「2019年度研究開発型ベンチャー支援事業／橋渡し研究開発促進による事業化支援（CRI）公募要領」を、「確認申請要領」とは「2019年度「橋渡し研究機関」の確認申請要領」を示す。

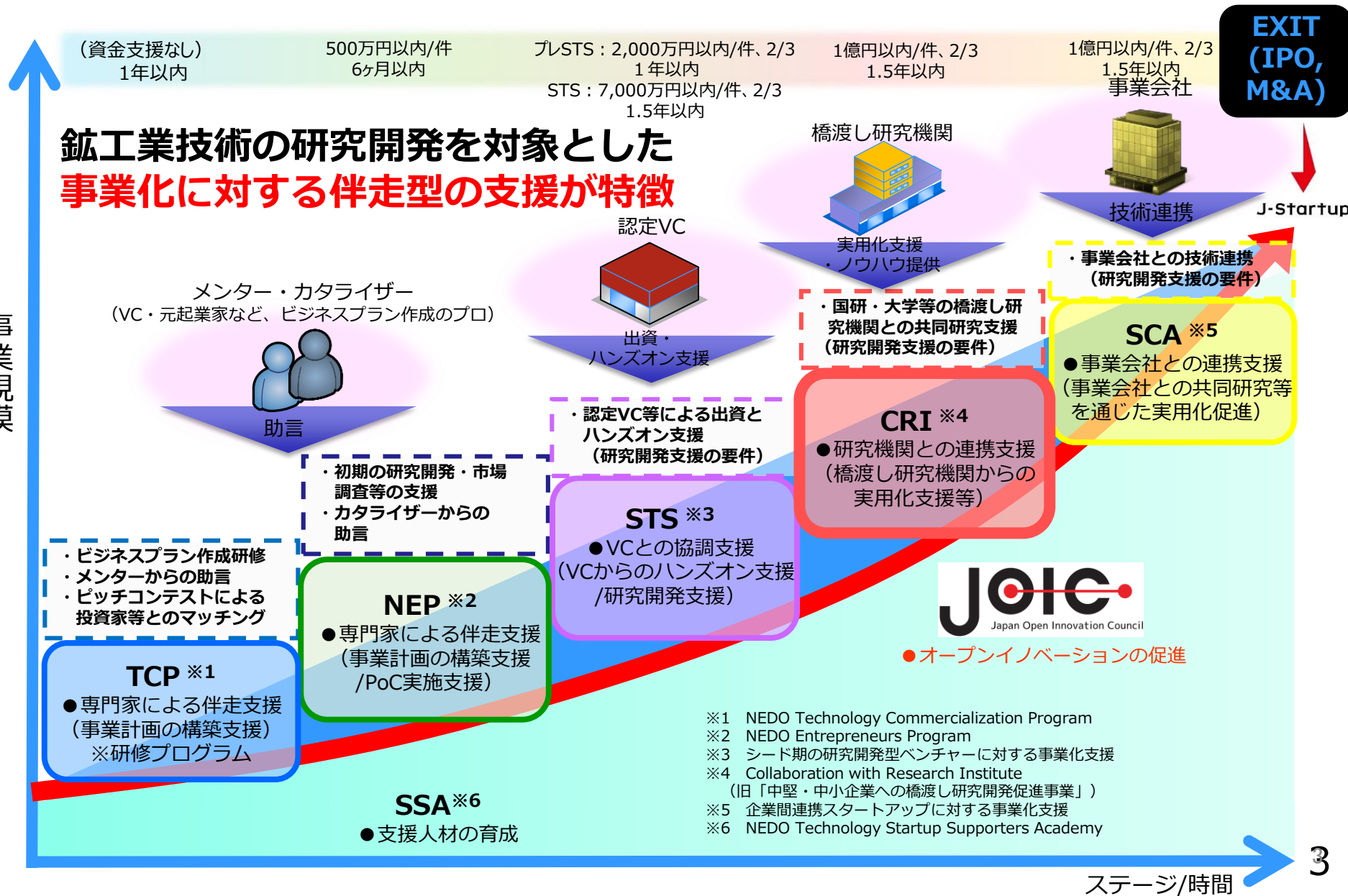
平成29年6月2日に閣議決定された「科学技術イノベーション総合戦略2017」において、イノベーション創出に向けた人材、知、資金の好循環システムの構築の一つとして、**橋渡し機能の強化**において先行する国立研究開発法人においては、更にその取組の深化を図ることやこれらの先行事例を参考にしつつ、**橋渡し機能の強化**が期待される他の公的研究機関においても、各機関や技術シーズ等の特性を踏まえた橋渡しの戦略的取組を推進することなど**橋渡し機能強化**の重要性が謳われています。

平成30年6月15日に閣議決定された「未来投資戦略2018」においても企業価値又は時価総額が10億ドル以上となる、未上場**ベンチャー企業**又は上場**ベンチャー企業**を2023年までに20社創出することが新たな目標として追加されるなど官民が一丸となりベンチャー・エコシステムの構築を加速し、グローバルなベンチャー企業の創出に取り組む重要性が謳われています。

本事業では、橋渡し研究機関と連携して事業開発（**橋渡し研究開発促進**：Collaboration with Research Institute。以下「**CRI**」という。）を行う研究開発型**ベンチャー**をNEDOが支援することにより、CRIを行う研究開発型**ベンチャー**と橋渡し研究機関とのマッチングを促進し、エコシステムを強化することを目的とします。

# 研究開発型ベンチャーの起業家支援事業

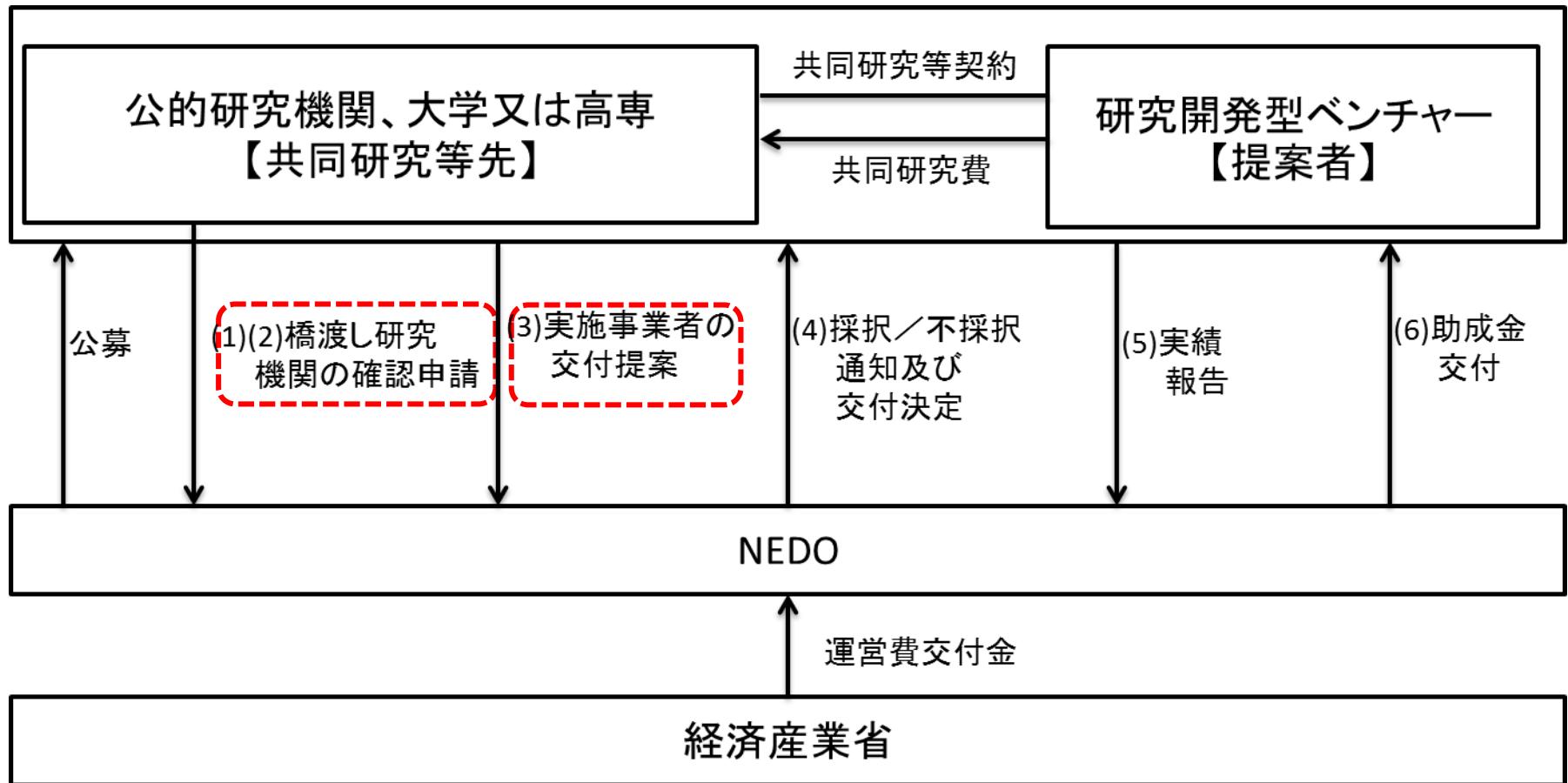
事業規模



- ※1 NEDO Technology Commercialization Program
- ※2 NEDO Entrepreneurs Program
- ※3 シード期の研究開発型ベンチャーに対する事業化支援
- ※4 Collaboration with Research Institute  
(旧「中堅・中小企業への橋渡し研究開発促進事業」)
- ※5 企業間連携スタートアップに対する事業化支援
- ※6 NEDO Technology Startup Supporters Academy

ステージ/時間

# 事業の仕組み



(1) 2015年度以降に「橋渡し研究機関」の要件への該当確認を受け、2019年3月に確認期間を更新している公的研究機関、大学又は高専については、本要領に基づく申請は必要ありません。

確認番号は、確認の際に通知したものを継続します。

橋渡し研究機関リスト(185件予定)(2019年3月)

[https://www.nedo.go.jp/activities/ZZJP\\_100091.htm](https://www.nedo.go.jp/activities/ZZJP_100091.htm)

(2) 2019年度「研究開発型ベンチャー支援事業／橋渡し研究開発促進による事業化支援（助成事業）」の助成金交付の公募と同時期に「橋渡し研究機関」の要件への該当確認を申請する場合

【同時申請】

＜申請期間＞2019年4月5日（金）～5月10日（金）正午

(i) 「橋渡し研究機関」の確認の公表時期：

2019年7月中旬（予定）（橋渡し事業（助成事業）の採択案件の公表と併せて公表）

(ii) 確認申請の際の提出資料等：

（様式第1）「2019 『橋渡し研究機関』の確認申請書」等を、本「『橋渡し研究機関』の確認申請要領」に従い作成し、提出して下さい。

(iii) 留意事項等：橋渡し研究機関の要件に該当しない場合に、助成金交付提案も要件を満たさないこととなります。

※助成金提案の「橋渡し研究機関」の担当部分が要件を満たさないことになり、助成金の交付提案等も不採択となります。

**ア)** 国の研究機関、独立行政法人、公設試験研究機関若しくは大学共同利用機関法人に該当する公的研究機関、大学又は高等専門学校であって、日本国内に立地するものであること。

**イ)** 以下の i) ~ v) の取組を既に実施している、あるいは、近い将来 (概ね1年以内) に取組を実施する予定であること。

- i) 橋渡し業務を主要ミッションとして位置づけていること。
- ii) 職員への目標設定やインセンティブ付与による意識付けなどにより、受託研究収入等の民間企業からの資金受入の増加に向けた仕組みを整備していること。
- iii) 民間企業に対する技術相談業務、技術指導業務や企業との意見交換等において収集される情報を集約・分析すること等を通じて産業界のニーズ等を把握し、これを所内の活動内容に反映するための仕組みを整備していること。
- iv) 貴組織以外の研究機関との人材交流や内外への職員の研修参加など、広く技術シーズやノウハウを取り入れるための仕組みを整備していること。
- v) 受託研究等によって生じる知的財産権の取扱いについての検討体制や契約書のひな形等の規程類を整備していること。

※ (添付資料1) の作成にあたり「申請者の区分」が大学である場合は、「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」に則った記載の観点からご説明下さい。

「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン

<http://www.meti.go.jp/press/2016/11/20161130001/20161130001.html>

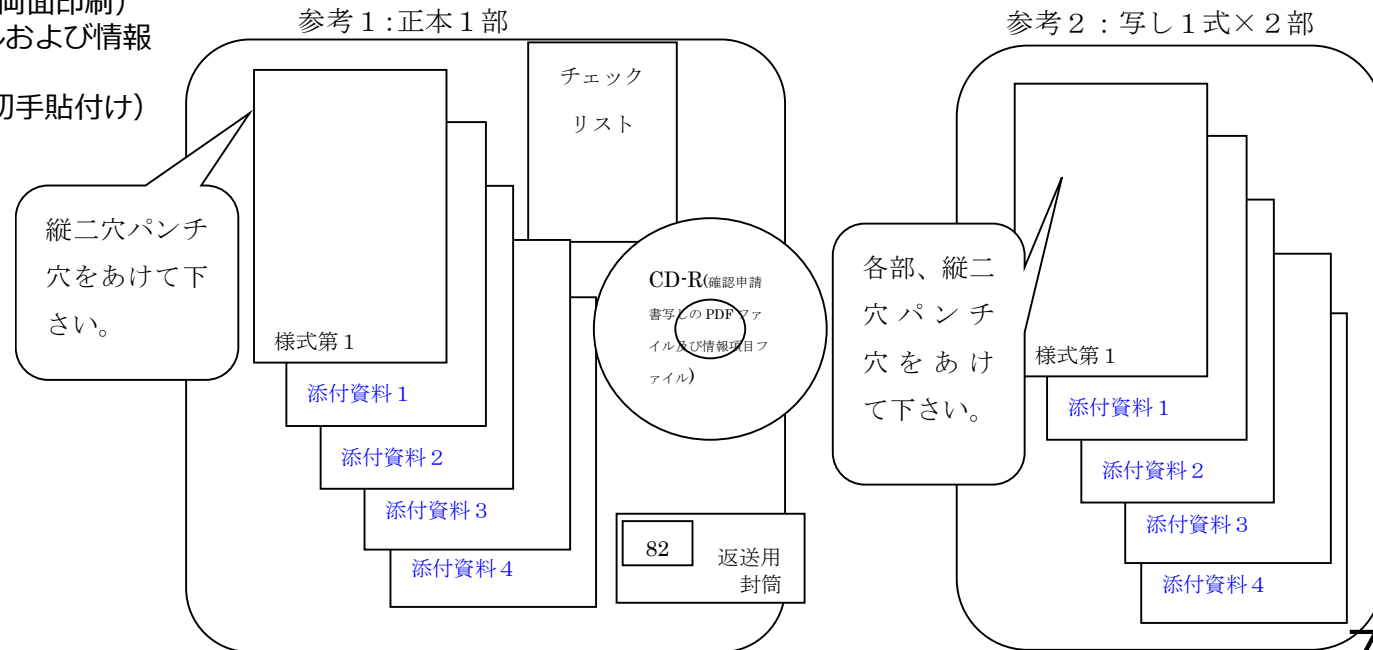
# 「橋渡し研究機関」の確認申請書類

## 申請書（様式第1）

- 添付資料1「橋渡し研究機関としての活動計画」【大学用】【大学以外用】
- 添付資料2「貴機関の組織図」
- 添付資料3「貴機関の年度計画、規定類等」（添付資料1で説明した内容を  
確認できる資料）
- 添付資料4「共同研究先となる中小企業等又は組合等の情報」

- 正本1部（片面印刷）、写し2部（両面印刷）
- 確認申請書（写し）のPDFファイルおよび情報  
項目ファイルをCD-Rでも提出
- 宛先を明記した返送用封筒（82円切手貼付け）

～「橋渡し研究機関」の確認申請書のまとめ方～



## 申請書（添付資料1）【大学用】

活動計画	KPI等の定量的な目標設定
<p>1. 橋渡し機能（先進的・革新的技術シーズを事業化につなぐ橋渡し機能）強化の仕組み</p> <p><input type="checkbox"/>本仕組みを既に導入している / <input type="checkbox"/>本仕組みを近い将来（概ね1年以内）に導入予定</p> <p>・橋渡し業務を主要ミッションとして位置づけ、その旨を明記している現在の計画（添付資料3-1 例：年度計画等）や今後の計画等（添付資料3-2 例：中期計画等）</p> <p>①IR等を活用した客観的・定量的情報の集約 ②橋渡しの目標・計画の策定 ③大学本部（産連本部等）の企画・事務処理機能と研究成果管理機能の整備 ④組織的な連携体制の構築と、高度な専門性を有する人材の配置</p>	<p>・現在の中期計画の組織計画において、添付資料中の該当箇所に下線かラインマーカーを引いておいて下さい。</p> <p>「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」に則った記載の観点からご説明下さい。</p> <p>較すは、して</p>
<p>2. 民間企業からの資金受入の仕組み</p> <p><input type="checkbox"/>本仕組みを既に導入している / <input type="checkbox"/>本仕組みを近い将来（概ね1年以内）に導入予定</p> <p>・職員への目標設定やインセンティブ付与による意識付けなど、受託研究収入等の民間企業からの資金受入の仕組み及び増加に向けた取組や今後の計画等（添付資料3-3 例：産学連携部門の資料等）。</p> <p>①橋渡しに携わる研究者等の業績・経験の適切な評価と評価結果の活用 ②研究経費の適正化とコスト管理 ③財源の多様化による財務基盤の強化</p>	<p><input type="checkbox"/>定量的な目標を既に設定している / <input type="checkbox"/>定量的な目標を近い将来（概ね1年以内）に設定予定</p> <p>当てはまる方に、チェック（☑）をいれて下さい。</p> <p>KPI等の定量的な数値（目標値、実績値）等を記入して下さい。</p>



## 申請書（添付資料1）【大学用】

3. 産業界のニーズ把握とその組織内活動への反映の仕組み	
<p><input type="checkbox"/>本仕組みを既に導入している / <input type="checkbox"/>本仕組みを近い将来（概ね1年以内）に導入予定</p> <p>・民間企業に対する技術相談業務、技術指導業務や企業との意見交換等において収集される情報を集約・分析するなど、<b>産業界のニーズ等を把握する仕組み</b>、これを<b>所内の活動内容に反映するための仕組み</b>、これらの強化に向けた取組や今後の計画等（添付資料3-4 例：規定類、パンフレット等）</p> <p>①研究成果の効果的な社会実装 ②企業戦略に対応した共同研究システムの構築 ③事業化視点での知的財産マネジメント</p>	<p><input type="checkbox"/>定量的な目標を既に設定している / <input type="checkbox"/>定量的な目標を近い将来（概ね1年以内）に設定予定</p> <p><i>当てはまる方に、チェック（☑）をいれて下さい。</i></p> <div style="border: 2px dashed red; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」に則った記載の観点からご説明下さい。</p> </div>
4. 技術シーズやノウハウを取り入れるための仕組み	
<p><input type="checkbox"/>本仕組みを既に導入している / <input type="checkbox"/>本仕組みを近い将来（概ね1年以内）に導入予定</p> <p>・貴組織以外の研究機関との人材交流や内外への職員の研修参加など、<b>広く技術シーズやノウハウを取り入れるための仕組み</b>、これらの強化に向けた取組や今後の計画等（添付資料3-5 ●●●）</p> <p>①多様なステークホルダーとの連携機能の強化 ②優秀な人材の好循環によるノウハウ・知見のマッチング ③高度な専門性を有する人材の資質向上</p>	<p><input type="checkbox"/>定量的な目標を既に設定している / <input type="checkbox"/>定量的な目標を近い将来（概ね1年以内）に設定予定</p> <div style="border: 2px dashed red; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>KPI等の定量的な数値（目標値、実績値）等を記入して下さい</p> </div>

## 申請書（添付資料1）【大学用】

5. 知的財産権の活用促進の仕組み	
<p><input type="checkbox"/>本仕組みを既に導入している / <input type="checkbox"/>本仕組みを近い将来（概ね1年以内）に導入予定</p> <p>・受託研究等によって生じる<b>知的財産権の取扱いについての検討体制と、契約書のひな形等の規程類の整備状況、貴機関が保有する知的財産権の活用機会の増加に向けた取組や今後の計画等</b>（添付資料3-6 ●●●）</p> <p>①知的財産マネジメントの戦略的方針                  ②共同研究等の成果取扱                  ③技術シーズの価値提供方策                  ④事業化観点からの権利サポート                  ⑤契約雛形等の整備</p>	<p><input type="checkbox"/>定量的な目標を既に設定している / <input type="checkbox"/>定量的な目標を近い将来（概ね1年以内）に設定予定</p> <div style="border: 2px dashed red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>KPI等の定量的な数値（目標値、実績値）等を記入して下さい</p> </div>
<div style="border: 2px dashed red; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」に則った記載の観点からご説明下さい。</p> </div>	

## 申請書（添付資料1）【大学以外用】

活動計画	KPI等の定量的な目標設定
<p>1. 橋渡し機能（先進的・革新的技術シーズを事業化につなぐ橋渡し機能）強化の仕組み</p> <p><input type="checkbox"/>本仕組みを既に導入している / <input type="checkbox"/>本仕組みを近い将来（概ね1年以内）に導入予定</p> <p>・橋渡し業務を主要ミッションとして位置づけ、また、橋渡し機能を強化していく旨を明記している現在の計画（添付資料3-1 ●●● 例えば年度計画等）や今後の計画等（添付資料3-2 ●●● 例えば中期計画等）について、その具体的内容を記入して下さい。</p> <div style="border: 2px dashed red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>添付資料中の該当箇所に下線かラインマーカーを引いておいて下さい。</p> </div>	<p>・現在の貴機関の中期計画等の組織計画において、2～5の仕組みのそれぞれについて、KPI等の定量的な目標設定をしている場合は、設定した項目、当該項目を設定した理由、設定した目標値及び当該項目に係る直近（平成27年度末時点等）の実績値等を記入して下さい。</p> <p>・また、定量的な目標を客観的に比較するために参考にした組織がある場合は、その組織名と参考にした理由を記入して下さい。</p> <p>※KPI（key performance indicator）とは、目標の達成度を評価するための評価指標のことをいいます。</p>
<p>2. 民間企業からの資金受入の仕組み</p> <p><input type="checkbox"/>本仕組みを既に導入している / <input type="checkbox"/>本仕組みを近い将来（概ね1年以内）に導入予定</p> <p>・職員への目標設定やインセンティブ付与による意識付けなど、受託研究収入等の民間企業からの資金受入の仕組みがあるか（添付資料3-3 ●●● 例えば産学連携部門の資料等）。</p> <p>・さらに受託研究収入等の民間企業からの資金受入の増加に向けた仕組みがあるか、あるいは整備する計画はあるか（添付資料3-4 ●●●）について、その具体的内容を記入して下さい。</p>	<p><input type="checkbox"/>定量的な目標を既に設定している / <input type="checkbox"/>定量的な目標を近い将来（概ね1年以内）に設定予定</p> <p>当てはまる方に、チェック（☑）をいれて下さい。</p> <div style="border: 2px dashed red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>KPI等の定量的な数値（目標値、実績値）等を記入して下さい。</p> </div>

## 申請書（添付資料1）【大学以外用】

3. 産業界のニーズ把握とその組織内活動への反映の仕組み	
<p><input type="checkbox"/>本仕組みを既に導入している / <input type="checkbox"/>本仕組みを近い将来（概ね1年以内）に導入予定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民間企業に対する技術相談業務、技術指導業務や企業との意見交換等において収集される情報を集約・分析するなど、産業界のニーズ等を把握する仕組みはあるか、整備する計画はあるか（添付資料3-5 ●●● 例えば規定類、パンフレット等）</li> <li>・ これを所内の活動内容に反映するための仕組みはあるか、整備する計画はあるか（添付資料3-6 ●●● 例えば規定類、パンフレット等）、その具体的な内容を記入して下さい。</li> </ul>	<p><input type="checkbox"/>定量的な目標を既に設定している / <input type="checkbox"/>定量的な目標を近い将来（概ね1年以内）に設定予定</p> <div style="border: 2px dashed red; border-radius: 15px; padding: 10px; background-color: #e0f2f1;"> <p>KPI等の定量的な数値（目標値、実績値）等を記入して下さい</p> </div>
4. 技術シーズやノウハウを取り入れるための仕組み	
<p><input type="checkbox"/>本仕組みを既に導入している / <input type="checkbox"/>本仕組みを近い将来（概ね1年以内）に導入予定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広く技術シーズやノウハウを取り入れるための仕組みがあるか。</li> <li>・ 貴組織以外の研究機関との人材交流の仕組みはあるか、整備する計画はあるか（添付資料3-7 ●●●）。</li> <li>・ 内外への職員の研修参加などの仕組みはあるか、整備する計画はあるか（添付資料3-8 ●●●）。</li> <li>・ 上記のような広く技術シーズやノウハウを取り入れるための仕組みがある場合、整備する計画がある場合（添付資料3-9 ●●●）記入して下さい。</li> </ul>	<p><input type="checkbox"/>定量的な目標を既に設定している / <input type="checkbox"/>定量的な目標を近い将来（概ね1年以内）に設定予定</p> <div style="border: 2px dashed red; border-radius: 15px; padding: 10px; background-color: #e0f2f1;"> <p>KPI等の定量的な数値（目標値、実績値）等を記入して下さい</p> </div>

申請書（添付資料1）【大学以外用】

5. 知的財産権の活用促進の仕組み

本仕組みを既に導入している / 本仕組みを近い将来（概ね1年以内）に導入予定

- ・ 受託研究等によって生じる知的財産権の取扱についての検討体制があるか、整備する計画はあるか（添付資料3-10 ●●●）。
- ・ 契約書のひな形等の規程類はあるか、整備する計画はあるか（添付資料3-11 ●●●）。
- ・ その他知財の活用促進の仕組み（保有する知財の紹介集の配布、知財マッチング会の開催等）があるか、整備する計画はあるか等（添付資料3-12 ●●●）、その具体的内容を記入して下さい。

定量的な目標を既に設定している / 定量的な目標を近い将来（概ね1年以内）に設定予定

KPI等の定量的な数値（目標値、実績値）等を記入して下さい

## 《申請書の受付期間》

2019年5月10日（金）正午までに

郵送又は特定信書便で到着したものに限り（5/10必着）

## 《問い合わせ及び申請書の送付先》

〒212-8554

神奈川県川崎市幸区大宮町1310 ミューザ川崎セントラルタワー 20階

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）

イノベーション推進部 スタートアップグループ CRI公募 担当

※封筒に『確認申請書在中』と朱書きください

TEL：044-520-5173

FAX：044-520-5178

メールアドレス：[hashiwatashi@nedo.go.jp](mailto:hashiwatashi@nedo.go.jp)

確認結果の公表時期：

2019年7月中旬（予定）

確認結果については、NEDOから申請者に確認結果の通知書を発出します。「橋渡し研究機関」の要件への該当が確認されなかった申請者についても、その旨通知します。

「橋渡し研究機関」の要件への該当が確認された研究機関にあっては、申請者の機関名を公表します。

「橋渡し研究機関」の要件への該当が確認されなかった場合は、申請者の機関名を含めて提出書類等の内容は原則として公表いたしません。ただし、他府省等、助成金担当課からの依頼・問い合わせ等に対して、その依頼・問い合わせ等が妥当と認められた場合は、使用目的を限ってその機関に申請者の機関名等を知らせることがあります。

助成事業の公募提案にあたり、「橋渡し研究機関」として参画できる期間は、確認の日から2020年3月31日までとします。ただし、①2020年度以降に同様の公募を実施する場合、②「橋渡し研究機関」を活用する他の研究開発事業の公募を実施する場合、又は①及び②以外の場合であってNEDOが必要と判断した場合には、当該助成事業に参画している橋渡し研究機関に対し、「橋渡し研究機関」の要件となっている仕組みや取組みの実施に係る進捗状況について、確認をさせていただく予定です。

確認申請要領 p 7

「橋渡し研究機関」の要件となっている仕組み、取組みの実施状況や計画した仕組み等の構築の進捗状況を年度末にNEDOが確認します。

確認申請要領 p 9



## 助成対象事業の分野

- ① 経済産業省所管の**鉱工業技術**（例えば、ロボティクス、AI、エレクトロニクス、IoT、クリーンテクノロジー、素材、医療機器、ライフサイエンス、バイオテクノロジー、航空宇宙等。ただし、原子力技術に係るものは除く。）
- ② **具体的技術シーズ**であって、**研究開発要素**があることが想定されること。例えば、スマートフォンのアプリ開発のためのソフトウェアのコーディングなど、研究開発要素が薄いものや、既存製品（購入品）を利用しただけのものについては対象外とします。
- ③ **競争力強化のためのイノベーションを創出するもの**であること。

（注1）実証段階にあっても、技術開発要素があると認められるものについては、提案可能です。（創薬等の開発においては、**早期第Ⅱ相試験（phase IIa）**まで申請可能ですが、**治験に係る外注費は原則として助成対象外**となります。）

（注2）本事業において「**実用化**」とは、**販売又はライセンスアウトにより収入が発生すること**をいいます。なお、創薬等の技術開発で治験を伴う場合は、計画した臨床試験が成功し、次のフェーズの試験に移行することをもって実用化とみなします。

（注3）事業期間中における**サンプル出荷等**（出荷先からの評価結果を当該技術開発に反映させるために行うもの）については、**原則、無償にて実施**するものとします。

# CRIを行う助成対象事業者の要件（①～⑥）

- ①助成事業を的確に遂行するに足る**技術的能力**を有すること。
- ②助成事業を的確に遂行するのに必要な費用のうち、自己負担分の調達に関し十分な**経理的基礎**を有すること。
- ③助成対象事業に係る経理その他の事務についての**的確な管理体制及び処理能力**を有すること。
- ④当該助成事業者が遂行する助成事業が別途定める基本計画を達成するために十分に**有効な研究開発**を行うものであること。
- ⑤当該助成事業者が助成事業に係る企業化に対する**具体的計画を有し、その実施に必要な能力を有すること。**
- ⑥本邦法人であって、その事業活動に係る主たる技術開発及び意思決定のための**拠点を日本国内に有すること。**ただし、本邦法人未設立及び拠点未設置の場合は、提案時に法人設立準備中であることを証明する資料を提出するとともに、この公募の採択決定後に行う交付決定の時までに提案者が本邦法人となることを条件として応募の対象とします。

# 助成対象事業者の要件 (⑦)

⑦中小企業基本法等に定められている以下の資本金基準又は従業員基準のいずれかを満たす中小企業者に該当する法人であって、**みなし大企業に該当しないもの。**

※売上高1,000億円未満又は従業員が1,000人未満の企業、いわゆる

**「中堅企業」は対象外です。**

⑧大企業の持分法適用会社ではないこと。

⑨橋渡し研究機関との共同研究等に関する契約を交付決定日以降に締結する意向を「共同研究契約に係る同意確認書」(別添6)等により、提案締切から30日以内に確認できること。

⑩反社会的勢力又はそれに関わる者との関与がないこと。

# 対象となる中小企業者の条件

(注1) 本事業において、「中小企業者」とは以下の資本金基準又は従業員基準のいずれかを満たすものをいう。

主たる事業として営んでいる業種	資本金基準 (資本の額又は出資の総額)	従業員基準 (常時使用する従業員の数) (注)
製造業、建設業、運輸業及びその他の業種 (下記以外)	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業(下記3業種を除く)	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
卸売業	1億円以下	100人以下

(注) 常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員(解雇予告不要者)を含まない

# 「みなし大企業」とは

(注2) 本事業において、「みなし大企業」とは、中小企業者であって、以下のいずれかを満たすものをいう。

- 発行済株式の総数又は出資の総額の 2分の1以上が同一の大企業 (※) の所有に属している企業
- 発行済株式の総数又は出資の総額の 3分の2以上が、複数の大企業 (※) の所有に属している企業
- 大企業 (※) の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている法人

(※) 本事業において、「大企業」とは、事業を営むもののうち、中小企業者を除くものをいう。ただし、以下に該当する者については、大企業として取り扱わないものとする。

- 中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
- 廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法に規定する指定支援機関（ベンチャー財団）と基本約定書を締結した者（特定ベンチャーキャピタル）
- 投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

## ①助成事業者

助成対象事業者の要件を満たす 1者単独の提案 を助成対象とします。

2者以上からの連名提案は助成対象となりません。

## ②共同研究等先となる「橋渡し研究機関」

共同研究等先に「橋渡し研究機関」を含み、「橋渡し研究機関」が

本助成事業において研究開発の重要な役割を担うことが必須の要件です。

- ① 「橋渡し研究機関」として共同研究等に取り組む公的研究機関、大学又は高専は、「2019年度『橋渡し研究機関』の確認申請要領」により、「橋渡し研究機関」の要件への該当確認の申請をしてください（2015年度以降に「橋渡し研究機関」として確認され、2019年3月に確認期間を更新している公的研究機関又は大学又は高専については前述の確認申請要領に基づく申請の必要はありません）

※研究開発型ベンチャーからの助成金交付提案と同時に確認申請を提出された場合、2019年7月下旬頃、助成金交付提案の採否と同時に、確認結果を公表・通知いたします。公的研究機関、大学又は高専が同時申請の方法により申請した場合に、公的研究機関、大学又は高専が「橋渡し研究機関」として確認されなければ、当該公的研究機関、大学又は高専が「橋渡し研究機関」として参画することを想定している助成事業の交付提案は、助成事業の要件を満たさないことになり、不採択となります。

- ② 提案者である研究開発型ベンチャーとの共同研究等に関する契約を締結する意向を「共同研究契約に係る同意確認書」（別添6）により、提案締切から30日以内に確認できること。

※橋渡し研究機関が複数の場合、上記同意書は連携の全ての橋渡し研究機関から取得してください。

# 公募事業概要



対象者	研究開発型ベンチャー 中小企業基本法で定める「中小事業者」
応募要件	共同研究先に「橋渡し研究機関」を含み、「橋渡し研究機関」が研究開発の重要な役割を担うこと。
事業形態	助成（NEDO負担率：助成対象費用の3分の2）
助成金額	1億円以内／事業期間
事業期間	2019年7月下旬(予定)～2020年3月31日（2021年2月26日まで延長の場合あり）
対象技術	新産業の振興のためのイノベーションの創出に資する新規性・革新性の高い実用化開発で 経済産業省所管の鉱工業技術（但し、原子力技術に係るものは除く）であること。

<b>「橋渡し研究機関」</b>		国の研究機関、独立行政法人、公設試験研究機関に該当する日本国内に立地する公的研究機関及び大学又は高等専門学校であって、以下の5つの仕組みを有する又は構築を計画中の機関
確認機関数 185機関 (予定)	独立行政法人等：13機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 橋渡し機能（先進的・革新的技術シーズを事業化につなぐ橋渡し機能）強化の仕組み</li> <li>② 民間企業からの資金受入の仕組み</li> <li>③ 産業界のニーズ把握とその組織内活動への反映の仕組み</li> <li>④ 技術シーズやノウハウを取り入れるための仕組み</li> <li>⑤ 知的財産権の活用促進の仕組み</li> </ul>
内訳	公設試（地方独法を含む）：53機関	
	大学（国立・公立・私立） ・高専：119機関	

橋渡し研究機関のリスト (2019年3月 185機関(予定))掲載 [https://www.nedo.go.jp/activities/ZZJP\\_100091.html](https://www.nedo.go.jp/activities/ZZJP_100091.html)



助成の対象となる費用は、本助成事業で実施する技術開発に直接必要な費用のうち、この事業に専用として使用する（この事業以外にも使用するものは助成対象外です）機械装置等費、労務費、その他経費及び共同研究費です。

## （Ⅰ．機械装置等費） （生産設備は対象外）

### 1．土木・建築工事費

プラント等の建設に必要な土木工事及び運転管理棟等の建築工事並びにこれらに付帯する電気工事等を行うのに必要な経費。

### 2．機械装置等製作・購入費

助成事業に必要な機械装置、その他備品の製作、購入、又は借用に要する経費。

### 3．保守・改造修理費

プラント及び機械装置の保守（機能の維持管理等）、改造（主として価値を高め、又は耐久性を増す場合）、修理（主として現状に回復する場合）に必要な経費。

※「Ⅰ．機械装置等費」を計上する場合は、社外への調達発注に関する資料を提出いただきます。詳細は、提案書様式内の（別紙 社外への調達発注先）をご確認下さい。

※なお、建屋の建築工事費等、処分制限期間が長い資産を取得するための経費を計上する場合、その使用目的や使用期間の目途等を確認し、場合により修正を求めることがあります。

# 助成対象費用（Ⅱ．労務費）

## 1. 研究員費

助成事業に直接従事する研究者、  
設計者及び工員等の人件費。

## 2. 補助員費

助成事業に直接従事したアルバイト、  
パート等の経費（ただし、上記1.  
研究員費に含まれるものを除く）。

※補助員単価は、補助員1人あたり13,600円  
/日を上限とする。また、法定福利費を負担  
している場合は、15,800円/日を上限とする。

労務費は健保等級に基づく労務費単価を用いて算定して下さい。

※健保等級に基づく労務費単価の考え方については、下記マニュアルの労務費の項目をご参照下さい。

[http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo\\_josei\\_manual\\_manual.html](http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei_manual_manual.html)

※本助成事業で使用する労務費の請求単位は「時間単位」のみとします。

※ 必要に応じて、外注先や研究員等へのヒアリングを行うことがあります。  
また、追加の資料提出を求める場合があります。

労務費単価一覧表(時間単価用)

2019年度適用(単位:円)

健保等級適用者					健保等級適用者以外の者 (年俸制・月給制)	
A. 賞与なし、年4回以上		賞与回数	B. 賞与1回～3回		B. 賞与1回～3回の法定福利費を 加算しない <sup>※</sup> の単価を適用 月給額範囲 以上 ～ 未満	
法福費加算	加算しない	法定福利費 加算の有無	法福費加算	加算しない <sup>※</sup>		
労務費単価 /hr	労務費単価 /hr	健保等級	労務費単価 /hr	労務費単価 /hr		
420	350	1	550	470	～	83,790
480	410	2	630	550	83,790	～ 97,090
550	470	3	730	630	97,090	～ 110,390
610	530	4	810	710	110,390	～ 123,690
680	590	5	900	790	123,690	～ 134,330
730	630	6	970	840	134,330	～ 142,310
770	670	7	1,020	890	142,310	～ 151,620
820	710	8	1,090	950	151,620	～ 162,260
880	760	9	1,170	1,020	162,260	～ 172,900
930	810	10	1,240	1,080	172,900	～ 183,540
990	860	11	1,320	1,150	183,540	～ 194,180
1,050	910	12	1,390	1,210	194,180	～ 206,150
1,120	970	13	1,490	1,290	206,150	～ 219,450
1,190	1,030	14	1,580	1,370	219,450	～ 232,750
1,260	1,090	15	1,670	1,450	232,750	～ 246,050
1,330	1,150	16	1,770	1,540	246,050	～ 259,350
1,400	1,210	17	1,860	1,620	259,350	～ 279,300
1,550	1,340	18	2,060	1,780	279,300	～ 305,900
1,690	1,460	19	2,240	1,940	305,900	～ 332,500
1,830	1,580	20	2,430	2,100	332,500	～ 359,100
1,970	1,700	21	2,620	2,270	359,100	～ 385,700
2,120	1,820	22	2,810	2,430	385,700	～ 412,300
2,260	1,950	23	3,000	2,590	412,300	～ 438,900
2,400	2,070	24	3,190	2,750	438,900	～ 465,500
2,540	2,190	25	3,370	2,910	465,500	～ 492,100
2,680	2,310	26	3,560	3,080	492,100	～ 525,350
2,890	2,500	27	3,840	3,320	525,350	～ 565,250
3,100	2,680	28	4,120	3,560	565,250	～ 605,150
3,320	2,860	29	4,410	3,810	605,150	～ 645,050
3,530	3,040	30	4,690	4,050	645,050	～ 684,950
3,740	3,230	31	4,970	4,290	684,950	～ 724,850
3,950	3,410	32	5,250	4,540	724,850	～ 764,750
4,160	3,590	33	5,530	4,780	764,750	～ 804,650
4,380	3,780	34	5,820	5,020	804,650	～ 844,550
4,570	3,960	35	6,080	5,270	844,550	～ 884,450
4,770	4,140	36	6,350	5,510	884,450	～ 924,350
4,960	4,320	37	6,610	5,750	924,350	～ 970,900
5,220	4,570	38	6,960	6,080	970,900	～ 1,024,100
5,480	4,810	39	7,310	6,400	1,024,100	～ 1,077,300
5,740	5,060	40	7,660	6,730	1,077,300	～ 1,137,150
6,060	5,360	41	8,080	7,130	1,137,150	～ 1,203,650
6,390	5,670	42	8,520	7,540	1,203,650	～ 1,270,150
6,710	5,970	43	8,950	7,940	1,270,150	～ 1,336,650

## 1. 消耗品費

助成事業の実施に直接必要な資材、部品、消耗品費等の製作又は購入に要する経費。

## 2. 旅費

- ①助成事業を実施するため特に必要とする研究員及び補助員の旅費、滞在費、交通費。
- ②研究者以外の者に、助成事業の実施に必要な知識、情報、意見等の収集のための国内、海外調査に要する経費で、旅費、滞在費、交通費。

## 3. 外注費

助成事業の実施に必要なデータの分析及びソフトウェア、設計等の請負外注に係る経費。

## 4. 諸経費

上記の1～3のほか、助成事業の実施に直接必要な光熱水料、会議費、委員会費、通信料、借料、図書資料費、通訳料、運送費、関税等の経費、学会等参加費。

※「Ⅲ. その他経費」を計上する場合は、社外への調達発注に関する資料を提出いただきます。詳細は、提案書様式内の（別紙 社外への調達発注先）をご確認下さい。

※ 必要に応じて、外注先や研究員等へのヒアリングを行うことがあります。また、追加の資料提出を求める場合があります。

# 助成対象費用（Ⅳ. 共同研究費）

助成事業のうち、共同研究契約等に基づき提案者以外の「橋渡し研究機関」が行う研究開発に必要な経費。当該経費の算定に当たっては、上記Ⅰ～Ⅲに定める項目に準じて行う。

- ① この事業における「橋渡し研究機関」とは、NEDOにより「橋渡し研究機関」の要件への該当の確認を受けた国内の公的研究機関、大学又は高専をいいます。
- ② 交付決定時における助成金総額の50%未満を対象とします。
- ③ 本費用を計上する場合は、費目別の内訳も提示していただきます。 その際、以下の点にご留意下さい。
  - ・ 提案者の従業員を当該「橋渡し研究機関」に出向させる場合の当該出向者の労務費を、この共同研究費の中に計上することはできません。
  - ・ 橋渡し研究機関が購入する機械設備等の費用をこの共同研究費の中に計上することはできますが、この場合は、「当該設備の処分制限の期間は、当該設備を助成金の交付の目的に則り使用する」旨の文言を共同研究契約等に挿入して下さい。
  - ・ 「橋渡し研究機関」において発生する本事業の直接経費の10%（大学は15%）を上限として間接経費も助成対象とします。

※消費税は助成対象外です

# 社外への調達発注先について (別紙 社外への調達発注先)

経費区分「Ⅰ. 機械装置等費」及び「Ⅲ. その他経費」に計上する費用のうち、次の①、②の両方、またはいずれかに該当する者に対して、相見積によらず発注することを予定している場合は、下表について記入してください。

## ①関係会社

(発注先が提案者の親会社、子会社、関連会社(注1)のいずれかに該当する場合)

## ②役員兼業会社

(提案者の役員が発注先の役職員を兼業している、または発注先の役員が提案者の役職員を兼業している場合)

発注先企業名	発注内容	金額	経費区分(注2)	関係性(注3)	相見積によらない理由 (特命理由)
		円			
		円			
		円			

なお、上記に該当する発注を予定していない場合は、次にチェック(レ印)を記入してください。

該当なし

(注1) 親会社及び子会社については、「会社法第2条第3号、第4号」、関連会社については「会社計算規則第2条第3項第18号」の規定による。

(注2) 当該費用を計上する経費区分(「Ⅰ. 機械装置等費」、「Ⅲ. その他経費」のいずれか)を記入。

(注3) 上記①、②から該当する番号を記入。

# 橋渡し研究機関との共同研究に際しての留意点 (別添6 共同研究契約に係る同意確認書)



提案者である研究開発型ベンチャーとの共同研究等に関する契約を締結する意向を「共同研究契約に係る同意確認書」(別添6)により、提案締切から30日以内に確認できること。

※橋渡し研究機関が複数の場合、上記同意書は連携の全ての橋渡し研究機関から取得してください。

2019年度「研究開発型ベンチャー支援事業／橋渡し研究開発促進による事業化支援」

## 共同研究契約に係る同意確認書

当該事業の助成を提案するにあたり、提案者と橋渡し研究機関が添付の共同研究契約書(案)の内容を確認し、事業開始にあたり速やかに契約締結する事に同意しましたので報告します。

提案テーマ名：

添付の共同研究契約書(案)の内容に同意します。

年 月 日

1. 提案者

所属  
役職

(署名) \_\_\_\_\_

2. 橋渡し研究機関

所属  
役職

(署名) \_\_\_\_\_

# 助成事業経費内訳表 (2019年度)



(別紙2)

## 助成事業者 項目別明細表(2019年度)

申請者の名称及び住所	〇〇〇株式会社 神奈川県川崎市幸区~~~~										
助成事業の名称	〇〇〇〇の実用化開発										
助成金の額	金 27,767,000 円						助成率		2/3		
経費区分	種別	仕様	単位	数量	単価(円)	助成事業に要する費用(円)	助成対象費用(円)	助成金の額(円)	備考		
I. 機械装置等費						機械装置等費合計	28,780,000	28,780,000			
	1.土木・建築工事費						1.土木・建築工事費小計	1,000,000	1,000,000		
		〇〇装置設置工事	式		1	1,000,000	1,000,000	1,000,000			
	2.機械装置等製作・購入費						機械装置等製作・購入費小計	26,280,000	26,280,000		
		〇〇装置	台		1	25,000,000	25,000,000	25,000,000			
		〇〇装置	台		1	1,280,000	1,280,000	1,280,000			
		〇〇装置機能追加	台		1	1,500,000	1,500,000	1,500,000			
	3.保守・改造修理費						3.保守・改造修理費小計	0	0		
							0	0			
							0	0			
						0	0				
						0	0				
II. 労務費						労務費合計	1,017,000	1,017,000			
	1.研究員費						1.研究員費小計	597,000	597,000		
		根戸太郎(85%)	時間		1,020	597,000	597,000	597,000			
2.補助員費						2.補助員費小計	1,130,000	1,130,000			
研関連一	時間		900	1,130,000	1,130,000	1,130,000					
III. その他経費						その他経費合計	3,765,000	3,765,000			
	1.消耗品費						1.消耗品費小計	500,000	500,000		
		部品☆☆ 試薬◆◆	箱 本		100 30	2,000 10,000	200,000 300,000	200,000 300,000			
	2.旅費						2.旅費小計	665,000	665,000		
		旅費(大阪・日帰り) 旅費(福岡・1泊2日)	回 回		15 5	27,000 52,000	405,000 260,000	405,000 260,000			
	3.外注費						3.外注費小計	2,100,000	2,100,000		
		☆☆の分析費 △△の設計・加工費	式 式		3 1	300,000 1,200,000	900,000 1,200,000	900,000 1,200,000			
	4.諸経費						4.諸経費小計	500,000	500,000		
		運送費 〇〇装置レンタル料	月 月		3 1	100,000 200,000	300,000 200,000	300,000 200,000			
	IV. 共同研究費						共同研究費合計	2,000,000	2,000,000	4.90%	
共同研究費		〇〇大学	式		1	2,000,000	2,000,000	2,000,000			
合計							41,651,400	41,651,400	27,767,000		

全て、税抜額で計上してください。

助成事業に要する費用・助成対象費用の欄には1,000円単位の金額を記載してください。  
※1,000円未満は切り捨ててください。

共同研究費が助成金の合計額の50%未満であることを確認

(様式第1) 提案書3項の2019年度分の金額と一致することを確認

(様式第1) 提案書4項の2019年度分の金額と一致することを確認

# 橋渡し研究機関共同研究費内訳表 (2019年度)



(別紙2)

## 共同研究費項目別明細表 (2019年度)

共同研究先の名称		〇〇大学◎◎学部△△学科 教授 □□ □□							
共同研究者役職、氏名及び住所		大阪府大阪市〇〇区~~~~							
助成事業の名称		□□□□□の実用化開発							
経費区分	種別	仕様	単位	数量	単価(円)	助成事業に要する費用(円)	助成対象費用(円)	備考	
助成対象費目	I. 機械装置等費				機械装置等費合計	505,000	505,000		
	1. 土木・建築工事費				1. 土木・建築工事費小計	0			
	2. 機械装置等製作・購入費				機械装置等製作・購入費小計	505,000			
		□□装置	台	1	305,000	305,000			
		△△装置	台	2	100,000	200,000			
	3. 保守・改造修理費				3. 保守・改造修理費小計	0			
	II. 労務費				労務費合計	860,000	860,000		
	1. 研究員費				1. 研究員費小計	0			
	2. 補助員費				2. 補助員費小計	860,000			
		川崎 一子	時間	200	4,300	860,000			
III. その他経費				その他経費合計	424,000	424,000			
1. 消耗品費				1. 消耗品費小計	60,000				
	部品☆☆	箱	10	2,000	20,000				
	試薬◆◆	本	4	10,000	40,000				
2. 旅費				2. 旅費小計	54,000				
	旅費(神奈川・日帰り)	回	2	27,000	54,000				
3. 外注費				3. 外注費小計	210,000				
	◇◇の設計・加工費	式	1	210,000	210,000				
4. 諸経費				4. 諸経費小計	100,000				
	〇〇文献購入費	式	1	100,000	100,000				
	I. 機械装置等費 + II. 労務費 + III. その他経費 合計					1,789,000	1,789,000		
IV. 間接経費					間接経費合計	211,000	211,000	間接経費率 =	
	合計					2,000,000	2,000,000	11.8%	

全て、税抜額で計上してください。

助成事業に要する費用・助成対象費用の欄には1,000円単位の金額を記載して下さい。※1,000円未満は切り捨てして下さい。

間接経費は直接経費の10% (大学は15%) が上限



# 経費計上を認める期間

原則、助成期間中に発注し、かつ支払が完了したものを費用計上の対象とします。



※ 例外として、支払が助成期間外になっても、以下の要件を満たす場合、助成対象費用として認められます。

助成期間中に発生し、かつ、その経費の額が確定しているもの(検収しているもの)であって、助成期間中に支払われていないことについて相当な事由があると認められるもののうち、その支払期限が助成期間終了日の翌月末日までのもの。

# 複数年度となった場合の中間年度末(3月分) の経費計上 整理表



費目	検収・支払等の発生日		計上する年度		計上時期 基準日	
	～3月31日	4月1日～	2019年度 中間年度末	2020年度		
I. 機械装置等費	<u>発注・検収</u>	<u>支払</u>	×	○	支払日	
	発注	検収・支払				
II. 労務費	発生	検収・支払	○	×	発生日	
III. その他の経費	1. 消耗品費	発注・検収	×	○	支払日	
	2. 外注費	発注				検収・支払
	3. 旅費	出張終了	精算	×	○	支払日
		出張出発	出張終了・精算			
	4. 諸経費	光熱水料	—	×	○	支払日
		借料	支払	○	×	経過期間
			—	支払	×	○
		その他	発注・検収	支払	×	○
	発注		検収・支払			

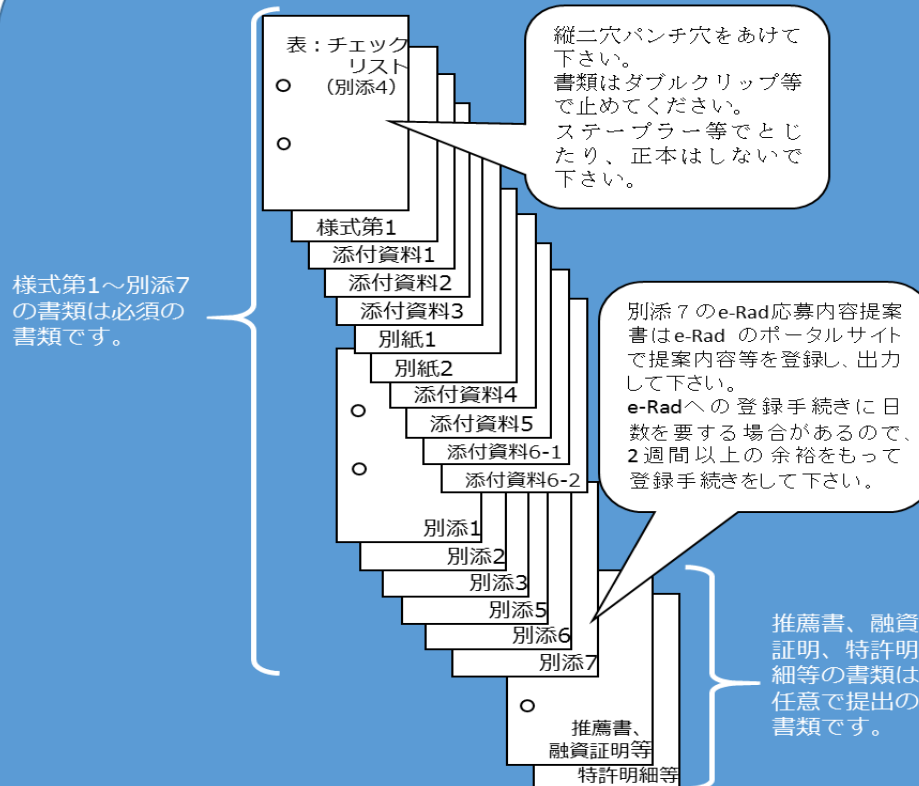
1. 提案書は、添付書類を含め、全て **A 4 サイズ** として下さい。（会社案内等も A 4 サイズでない場合は、A 4 サイズにコピーして下さい。）
2. 各部（正本 1 部、写し 3 部）ごとに **左上をダブルクリップ** で止めて下さい（ホッチキス等で綴じたり、製本したりしないで下さい）。また全てに **縦二穴パンチ穴** をあけて下さい。
3. 提案書の項目を削除しないで下さい。（ただし、本ページ及び次ページ以降青字イタリック体で記入されている提案書の注意事項及び記載例は、削除して下さい。）
4. 特に注意がない場合は、項目間の行間は、適宜変更して下さい。
5. 記入に際しては、簡潔明瞭を旨とし、提案書のボリュームが大きくならないよう配慮して下さい。
6. 提案書の作成にあたり記入上の注意（青字イタリック体部分）をよく読んで下さい。また、各項目の記入上のポイントにはアンダーラインを付けていますので、これに沿って提案書を作成して下さい。
7. 提案書の作成にあたり、公募要領を必ず確認して下さい。提案書の記入内容について注意事項があります。
8. **正本 1 部は片面印刷とし、副本（写し） 3 部は両面印刷** として下さい。
9. **助成金交付提案書【Word】【Excel】+情報項目ファイル【Excel】+財務データ入力フォーム【Excel】+決算報告3期分・会社案内【PDF】** は CD-R で提出して下さい。  
※弊機構は公募事業等の審査の電子化を進めていく予定です。そのため、本提案については提案書の書面での提出と併せて、その PDF ファイル等電子データも提出頂きます。

- ・ 様式第 1 助成金交付提案書
- ・ 添付資料 1 助成事業内容等説明書
- ・ 添付資料 2 助成事業実施計画書
- ・ 添付資料 3 企業化計画書
- ・ 別紙1・2
- ・ 添付資料 4 事業成果の広報活動について
- ・ 添付資料 5 非公開とする提案内容
- ・ 添付資料 6 – 1 会社案内
- ・ 添付資料 6 – 2 直近の事業報告書及び直近 3 年分の財務諸表  
(貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書)
- ・ 別添 1 主任研究者研究経歴書
- ・ 別添 2 N E D O 研究開発プロジェクトの実績調査票 (企業のみ)
- ・ 別添 3 利害関係の確認について
- ・ 別添 4 提案時提出書類の確認について
- ・ 別添 5 提案書受理確認書
- ・ 別添 6 共同研究契約に係る同意確認書
- ・ 別添 7 e-Rad応募内容提案書
- ・ 任意提出資料

公募ページに公開されているWord  
ファイル、2019年度「研究開発  
型ベンチャー支援事業／橋渡し研究  
開発促進による事業化支援」内の様  
式を使用して下さい

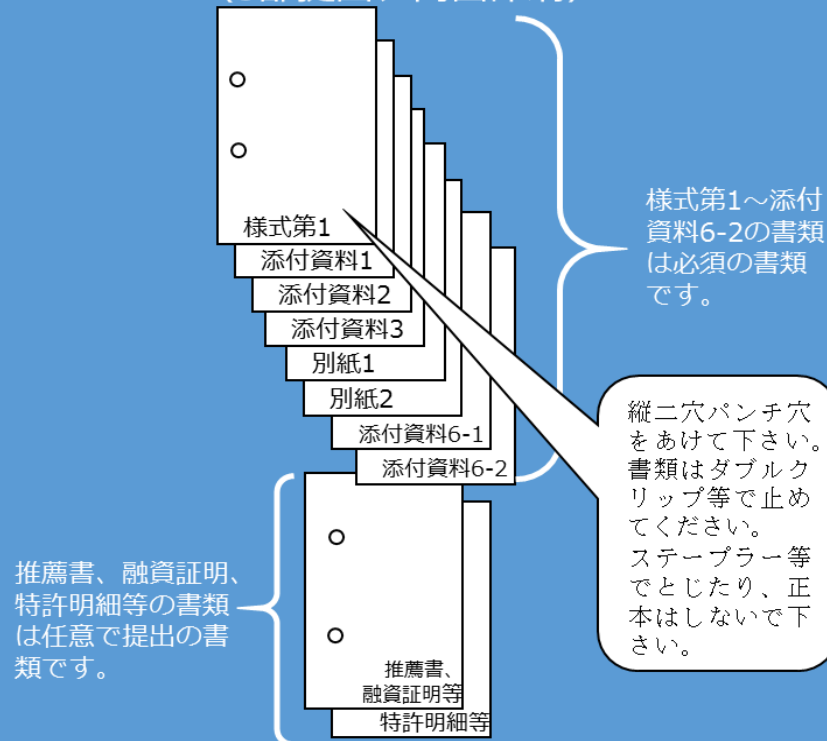
# 助成金交付提案書のまとめ方①

## 「助成金交付提案書(正)」の構成 (1部提出、片面印刷)



「助成金交付提案書(正)」は、全て片面印刷で作成して下さい。  
上記の図の順に書類を重ねて下さい。  
提出書類には縦二穴パンチ穴をあけて下さい。

## 「助成金交付提案書の写し」の構成 (3部提出、両面印刷)



「助成金交付提案書の写し」は両面印刷で作成して下さい。  
上記の図の順に書類を重ねて下さい。  
提出書類には縦二穴パンチ穴をあけて下さい。

# 助成金交付提案書のまとめ方②

## 書類以外の提出物

受理票送付のための  
返信用封筒



CD-Rには会社名のラベルを貼付してください。  
返信用封筒には82円切手を貼付してください。

CD-R

助成事業名：○○  
株式会社●●

### 「提案書\_ (申請者名)」フォルダの内容

- 【別紙1】\_●●株式会社.xlsx
- 【別紙2】\_●●株式会社.xlsx
- 会社案内\_●●株式会社.pdf
- 決算報告\_●●株式会社.pdf
- 提案書様式1\_●●株式会社.docx
- 提案書様式2\_●●株式会社.docx

### 「任意提出資料\_ (申請者名)」フォルダの内容

- 推薦書等\_●●株式会社.pdf
- 特許明細\_●●株式会社.pdf

### CD-R直下の内容

- 提案書\_●●株式会社
- 任意提出資料\_●●株式会社
- 財務データ入力フォーム\_●●株式会社.xlsx
- 情報項目ファイル\_●●株式会社.xlsx

CD-R直下に「提案書\_ (申請者名)」、「任意提出資料\_ (申請者名)」という名前の2つのフォルダと財務データ入力フォームと情報項目ファイルをExcel形式で書き込んでください。

2つのフォルダの内容は左図を参照してください。  
なお、任意提出資料が無い場合は「任意提出資料\_ (申請者名)」のフォルダは作成しなくても構いません。

本事業への提案は、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への申請手続きと、NEDOへの提案書類の提出の両方の手続きが必要となります。このe-Radによる申請手続きを行わないと本事業への提案ができませんので、ご注意ください。

## e-Rad手続きの概略

### ①所属研究機関の登録

以下、①～④の手続きのうち、①～②の手続は、既に所属研究機関及び研究代表者の登録を終え、IDを取得されている場合は不要です。

登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをして下さい。

### ②研究者の登録

### ③応募基本情報の入力と「応募内容提案書」の出力

e-Radポータルサイトへログインし、研究代表者が公募件名に対する応募情報を入力の上「応募内容提案書」を印刷して下さい。（この印刷物はNEDOへの提出書類として必要になります。）

### ④応募情報の確認と登録

応募情報ファイルの内容に不備がないことを確認してから「確認」「実行」ボタンをクリックし、登録を完了して下さい。「確認」「実行」ボタンを押さないとe-Rad上での登録が完了しません。

※e-Radでの申請は、提案者のみ必要です。（共同研究先は必要ありません）

NEDOは、（１）一次審査（外部専門家による書面審査等）の評価上位者に対し（２）二次審査（外部専門家による審査委員会等）を行い、その後（３）契約・助成審査委員会を経て、助成する事業を選定し採択します。また、助成事業者の技術開発体制が国の政策に沿ったものであるかについても評価されます。

なお、選定に際して（２）二次審査（外部専門家による審査委員会等）においては、事業者から提案内容のプレゼンテーションを行っていただきます。

外部専門家が、評価項目（７．（２）審査基準）に従って書面及び審査委員会等において技術評価及び事業化評価等を行います。また、公募期間中に評価者候補の所属及び氏名を、NEDOのホームページ上に公開します。

応募する事業案件に関して、評価者候補を含め公正な評価が保証されないと提案者が判断する利害関係者（利害関係者の定義参照）がいる場合は、提出書類等の「別添３ 利害関係の確認について」にその該当者の所属、氏名と理由を記載することができます。



- 提案されたテーマの技術内容について、具体的な技術シーズが活用可能であること  
(応募者自らが特許若しくはノウハウを保有している又は橋渡し研究機関からのライセンス供与が見込まれる等)
- 技術上又は知財権上、競合等による模倣が困難又は時間を要すること
- 開発目標となる技術に将来性や革新性があり、一定の競争力の維持が期待できること
- 我が国の研究開発力の強化に資するという観点から、日本国内で創出された技術シーズが相当程度活用されていること。

- 支援期間終了後概ね3年以内に事業化が達成・進展される可能性が高いことを示す具体的かつ的確な計画であり、予想されるリスク（市場変動、技術変革等）等への対策が盛り込まれていること。
- 事業化後は、国内外の経済への影響が大きく、新規産業や新規市場の創出に貢献するものであること。

- ・研究開発型ベンチャー政策との整合性がとれていること

## 本事業のねらい

本事業では、NEDOのミッションである「エネルギー・環境問題の解決」と「産業競争力の強化」の一環として、平成25年度補正予算で構築した「研究開発型新事業創出支援プラットフォーム」（優れた技術の事業化計画や周辺技術との融合等を促進する仕組み）を活用して、我が国の企業、大学、研究機関等が有する技術シーズの発掘から事業化までを一貫して政策的に推進することにより、研究開発型ベンチャーの創出、育成を図り、もって経済活性化、新規産業・雇用の創出につなげることを目的とする。

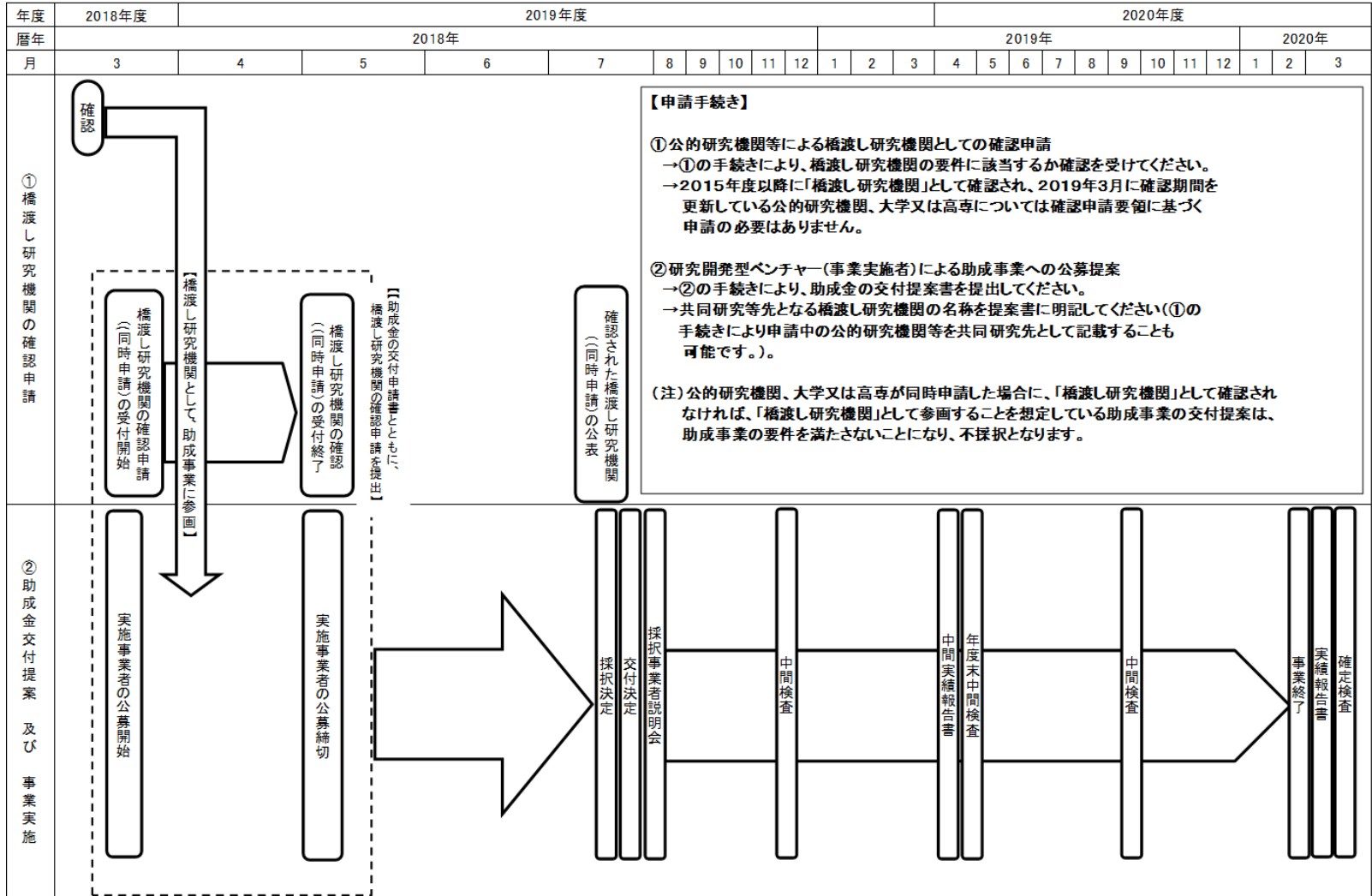
## 採否の決定の通知：

2019年7月中旬（予定）

- ・ 審査の内容によって、実施内容や助成対象経費の変更等が「採択の条件」となる場合があります。「採択の条件」に不服がある場合は提案を取り下げることができます。
- ・ 採択された事業については、上記の条件等を実施事業の内容に反映するなど、必要な調整を行い、更に助成金交付申請書を受領したのち、7月下旬を目途に、NEDOから提案者に交付決定通知を発出します。
- ・ 不採択の場合も、評価結果を添えて、その旨後日通知します。
- ・ 交付規程第9条の他に、新たに条件を付加する場合があります。

# 公募及び助成事業のスケジュール

(別添) 2019～2020年度のスケジュール



中間検査は助成事業の進捗等に応じて実施時期を設定します。

(1) 本事業の成果、実用化・製品化に係る発表又は公開（取材対応、ニュースリリース、製品発表等）を実施する際は事前にNEDOに報告をして下さい。特に記者会見・ニュースリリースについては事前準備等を鑑み原則公開の3週間前に報告を行うものとします。

(2) 報告の方法は、文書によるものの他、電子媒体（電子メール等）による通知を認めます。その際、NEDOからの受領の連絡をもって履行されたものとします。

(3) 公開内容についてNEDOと事業者は内容を調整・合意のもと、協力して効果的な情報発信に努めて下さい。

(4) 前項目に基づき発表又は公開する場合において、特段の理由がある場合を除き、NEDO事業の成果として得られたものであることを明示して下さい。なお、その場合には、NEDOの了解を得てNEDOのシンボルマークを使用することができます。

【成果の発表又は公開する場合の記載例】

「この成果は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の事業において得られたものです。」

## 取得財産の管理

本事業における取得財産の所有権はC R I を行う研究開発型ベンチャーにありますが、これを処分しようとするときは、あらかじめN E D O の承認を受ける必要があります。

※助成事業により取得した機械等の財産又は効用の増した財産については、助成事業の完了後においても処分制限期間内については善良なる管理者の注意をもって管理し、助成金の交付の目的に従って効果的運用を図ることとなっており、N E D O が別に定める期間内に当該資産を助成金の交付の目的外（**他研究への転用、商用生産、廃棄、売却等**）に使用する時は、事前に承認を受ける必要があります。なお、当該資産を処分（目的外使用）することにより収入金があった時は、N E D O の請求に応じ収入金の一部を納付しなければならない場合があります。他研究への転用、商用生産、廃棄等の場合は、原則として残存簿価を収入金とみなします。

公募要領 p 18

## 事業期間終了後

- (1) 事業期間の**終了年度の翌年度以降5年間**は、**毎年、企業化状況報告書をN E D O に提出**していただきます。
- (2) 事業期間終了後の収益納付について、下記に留意して下さい。
  - ①企業化状況報告書により、助成事業の実施結果の実用化、産業財産権等の譲渡又は実施権の設定及び助成事業の実施結果の他への供与による**相当の収益が認められたときは、原則、その収益の一部をN E D O に納付**していただきます。
  - ②収益納付額の合計は、助成金の確定額を上限とします。
  - ③収益納付すべき期間は、**事業期間の終了年度の翌年度以降5年間**とします。
  - ④収益額が少額な場合（収益納付期間単年度換算した助成金確定額の1%未満）は、収益納付対象外とします。また、助成事業者の経常収支が赤字となる場合は、N E D O は納付について猶予する場合があります。

公募要領 p 17

## ● 本事業内の重複提案

- ・ 同一事業者が複数の提案をすることは認めておりません。

## ● 重複助成の排除

- ・ 同一の技術開発課題についてすでに他の助成金等を受けている場合、本事業への提案はできませんが、応募中の他の助成金等と同時に応募することは可能です。
- ・ 応募時に、他府省を含む他の助成金等の応募・受入状況（制度名、提案者名、技術開発課題、実施期間、予算額、エフォート等）の共通事項を応募書類に記載していただきます。なお、応募書類に事実と異なる記載をした場合は、不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。
- ・ 不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、応募内容の一部を他府省等、助成金担当課（独立行政法人である資金配分機関を含む。以下同じ。）に情報提供する場合があります。
- ・ 不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、応募（採択課題・事業）内容の一部に関する情報を、[府省共通研究開発システム（e-Rad）](#)などを通じて、他府省を含む他の競争的資金の担当部門に情報提供する場合があります。



# 提案書受付（助成事業公募）



《提案書の受付期間》

2019年5月10日（金）正午(必着)

郵送又は特定信書便で送付して下さい

※持参による受付は行いません

《送付先》

〒212-8554

神奈川県川崎市幸区大宮町1310番

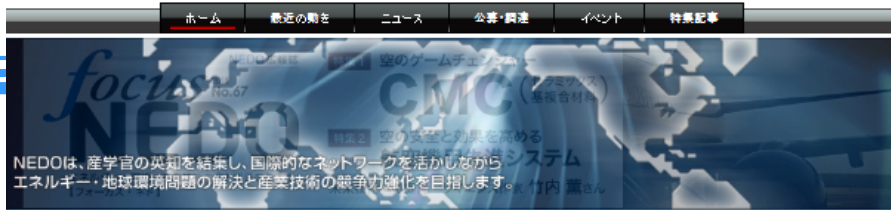
ミューザ川崎セントラルタワー 20階

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構

イノベーション推進部 スタートアップグループ CRI公募担当

板倉、夏目、長野、塚越 宛（「CRI提案書在中」と朱書きください）

TEL：044-520-5173



- NEDOについて
- 本部・支部
- 海外事務所
- 事業一覧
- NEDOライブラリ
- お問い合わせ窓口一覧(公募・制度・資料等)

NEDOの活動を  
知りたい方

NEDOの事業・支援制度を  
ご利用の方

- 成果・実用化紹介
- パンフレット
- メール配信サービス
- 委員会情報(開催通知等)
- 委託・助成事業者の方へ

ピックアップ

広報誌  
『ニューカス・ネド』  
4月号(2019年1月)

「空のゲームチェンジャー」  
CMCG

・実用化  
先導システム

NEDO POST  
新技術・最先端プロジェクト  
計画書への意見募集

OPEN THE  
NEW  
DOORS.

▶ 新技術情報はこちら

NEDO Channel

▶ YouTubeで  
NEDO 動画動画を配信中

WRS  
World Robot Summit  
(WRS)

最先端型ベンチャー  
・中小企業向け支援

技術情報研究センター  
Technology Strategy  
Center

JOIC  
オープンイノベーション・  
ベンチャー創出協議会

最近の動き

トピックス

- 太陽光発電
- TSC
- 実用化先導システム
- 人工知能
- 身近なところにNEDO技術
- 国際展開
- スマートコミュニティ
- What's NEDO?
- MOVIE

◎「物流・インフラ設備・実用化先導システム」の  
少人数企業向け公募  
松大会・豊和・東京:3月5、6、9日

◎ もっと見る

ニュース: ニュースリリース | NEDOからのお知らせ

平成30年2月28日 | ロシア極東で風力発電を含むエネルギー分野の連携

平成30年2月28日 | 固体酸化燃料電池用燃料について最先端トピックス52%版の発電効率を達成

平成30年2月28日 | 大連湾で連続安定動作する有機ゲート型GaInPバウトランスカを開発

平成30年2月28日 | 世界最大規模の超伝導磁場で超伝導磁場の検証試験を完了

平成30年2月28日 | 「インフラ設備・実用・更新等の社会課題対応システム開発プロジェクト」成果報告会を開催へ

◎ もっと見る

公募・制度: **公募情報** | 入札情報

平成30年3月12日 | (新設募集)平成30年度「国際研究事業(エネルギー分野全般)」に関する包括的マネジメント支援事業」に係る公募について

平成30年3月12日 | 「海上風力発電機コスト低減技術開発」に係る公募について(予会)

平成30年3月12日 | (情報更新)平成30年度「国際研究開発/コファンド事業/日本-ロシア研究開発協力事業」に係る公募について

平成30年3月12日 | (情報更新)平成30年度「国際研究開発/コファンド事業/日本-ドイツ研究開発協力事業」に係る公募について

平成30年3月12日 | 「ロシアに対するエネルギー技術導入戦略的支援」に係る実施体制の決定について

平成30年3月12日 | 「資源採掘等に関する分析調査事業」に係る実施体制の決定について

平成30年3月12日 | (情報更新)平成30年度「国際研究開発/コファンド事業/日本-イスラエル研究開発協力事業」に係る公募について

平成30年3月9日 | (情報更新)平成30年度「ベンチャー企業等による新エネルギー技術革新支援事業」に係る公募について(予会)

平成30年3月9日 | (情報更新)平成30年度「研究開発型ベンチャー支援事業/シード期の研究開発型ベンチャーに対する事業化支援」に係る公募について(予会)

平成30年3月9日 | (情報更新)平成30年度「本年度技術情報基盤整備研究開発事業(ベンチャー企業等による先端用部品・コンポーネント開発助成)」に係る公募について

◎ もっと見る

イベント: 開催情報 | イベント報告・資料

平成30年2月29日 | 「第7回COTI-NEDO合同ワークショップ」の開催報告

平成30年2月19日 | 「平成28年度 NEDO/TSC Forgestar」ワークショップ(第3回)発表資料

平成30年1月28日 | 「第19回ADEME-NEDO合同セミナー」(テーマ:得た交流手段に対する水素及び電気イン

公募情報

2019年4月5日 「橋渡し研究機関」  
の確認申請の受付について

2019年4月5日 2019年度  
「研究開発型ベンチャー支援事業  
／橋渡し研究開発促進による事業  
化支援(CRI)」に係る公募について

# 人、制度が寄り添う支援を目指して



NEDOは、皆様の優れたアイデア・技術を活かして、ともに日本の未来を創るイノベーションを起こしたいと考えております。ぜひNEDOのテーマ公募事業にご応募ください。

NEDOは、産学官一体で産業技術力の強化とエネルギー・地球環境問題の解決を目指しています。

NEDOは、全国の民間企業、大学及び公的研究機関等の持つ様々な技術シーズや技術開発能力を活用し、事業化に結び付けることが、世界における日本の競争力強化の鍵だと考えています。

NEDOは、産業技術分野、エネルギー・地球環境分野において、創造的で独創的な研究開発に取り組む方々のために、シーズ発掘から実用化まで様々なフェーズで幅広い支援を行っています。また、各種マッチングイベントにもご参加いただけます。

皆様のご提案からイノベーションを起こすためにも、ぜひ積極的にご応募ください。

NEDO公募事業についてのご質問やご意見はNEDOテーマ公募事業担当がしっかり対応いたしますので、お気軽にお問合せください。

**NEDOテーマ公募事業担当 一同**